

令和2年7月9日(木)
土木部建築住宅課
岡田(内線 5313)
直通TEL 076(225)1776

県営住宅の入居者募集について

令和2年度(新築)県営住宅の入居者を下記のとおり募集いたします。

記

- 1 募集住宅** 白帆台団地県営住宅
(所在地 河北郡内灘町白帆台2丁目地内)
- 2 受付期間** 令和2年7月10日(金) から 令和2年8月6日(木) まで
(午前9時～午後5時45分、平和町店のみ土日、祝日も受け付けます。)
- 3 入居予定日** 令和2年10月1日(木)
- 4 申込資格** 所得基準
(1) 158,000円以下/月
(2) 214,000円以下/月
(2)に該当するのは、障害者手帳を交付されている方がいる世帯(身体1～4級、精神1～2級、療育A～B(軽度を除く))、高齢者世帯(申込者本人、同居者いずれもが60歳以上又は18歳未満である場合)または同居者に小学校就学前の者がいる世帯
- 5 申込・問い合わせ先**

県営住宅管理センター(以下3ヵ所で受け付けます。)

平和町店	金沢市若草町16番1号	電話(076)241-5370
金沢駅西店	金沢市西念3丁目15番23号	電話(076)232-5140
野々市駅前店	野々市市二日市1丁目31番地	電話(076)246-1320

※なお、募集案内は県内各市町の公営住宅担当窓口等でもお渡ししています。

新築

白帆台団地県営住宅

入居者募集のご案内

新築県営住宅の入居者を募集します。「令和2年度県営住宅入居者募集のご案内」と、本紙をよく読んでお申込みください。

● 募集する住宅

河北郡内灘町白帆台2丁目地内
白帆台団地県営住宅
29戸

● 入居日

令和2年10月1日(木)

● 申込受付期間

令和2年7月10日(金)から
令和2年8月6日(木)まで
(土日、祝日は平和町店で受付)

● 抽選および住戸決定

日時 令和2年8月20日(木)
午前9時から

場所 金沢勤労者プラザ101 研修室
(金沢市北安江3丁目2番20号)

● 入居説明会

日時 令和2年9月下旬予定



二階建て住戸外観



住戸内観

※写真はすべてH30年度完成の白帆台住宅です。

<お申込み・お問合わせ先>

県営住宅管理センター(土日、祝日は平和町店で受付)

平和町店 〒921-8111 金沢市若草町16番1号

TEL (076)241-5370

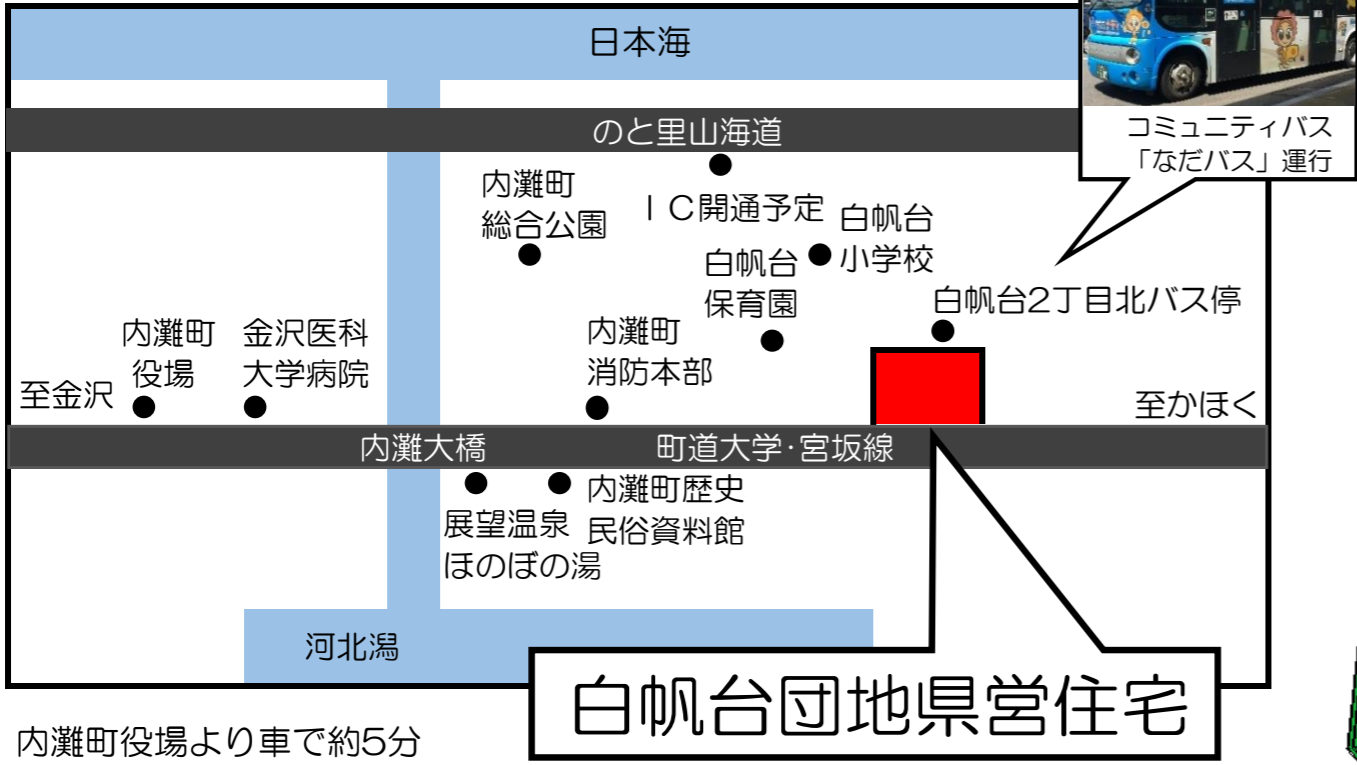
金沢駅西店 〒920-0024 金沢市西念3丁目15番23号 KSビル2階

TEL (076)232-5140

野々市駅前店 〒921-8809 野々市市二日市1丁目31番地

TEL (076)246-1320

< 白帆台団地県営住宅へのアクセス >



内灘町役場より車で約5分

白帆台団地県営住宅

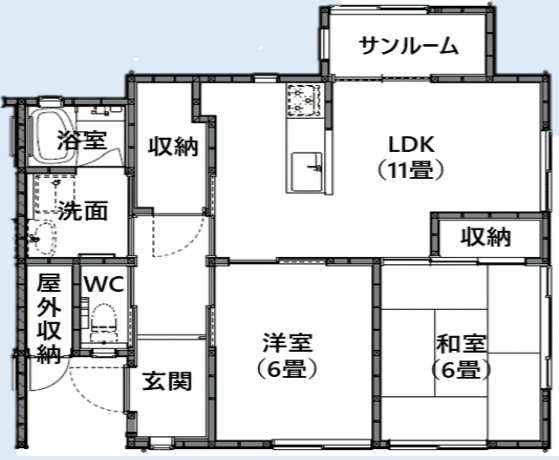
< 配置図 >



※配置等は一部実際と異なる場合があります。

2LDK 平屋建て住戸

募集住戸数：20戸
所得に基づく家賃（概算）
25,800～50,600円
世帯構成：2人以上



※間取り等は一部異なる場合があります。

2LDK 車いす住戸

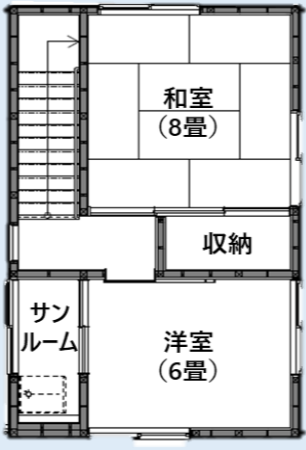
募集住戸数：1戸
所得に基づく家賃（概算）
29,000～56,900円
世帯構成：2人以上
(車いす使用者を含んでいること)



※間取り等は一部異なる場合があります。

2LDK 2階建て住戸

募集住戸数：3戸
所得に基づく家賃（概算）
30,500～59,900円
世帯構成：2人以上



2階

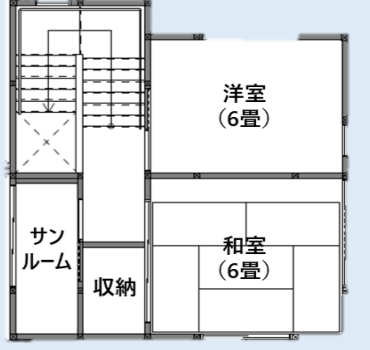
※間取り等は一部異なる場合があります。



1階

3LDK 2階建て住戸

募集住戸数：5戸
所得に基づく家賃（概算）
35,600～69,800円
世帯構成：3人以上



2階

※間取り等は一部異なる場合があります。



1階

● 新築募集についての注意事項

- (1) 申込みは1世帯1通に限ります。
- (2) 事前に部屋の中をお見せすることはできません。
- (3) 離婚協議中の方および住宅を所有している方(手放す予定の方を含む)は、申込みできません。
- (4) 抽選では、下記の方に優遇措置を講じます。
 - ・ **高齢者世帯** (65歳以上の人のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の人が加わった世帯)
 - ・ **障がい者世帯** ①から③に該当する手帳を所持している方を含む世帯
 - ① 身体障がい者(障がいの程度1級~4級)
 - ② 精神障がい者(障がいの程度1級~3級)
 - ③ 知的障がい者(AまたはB)
 - ・ **生活保護世帯** (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(同法改正法附則第4条第1項に係るものも含む)を受けている世帯を含む)
 - ・ **ひとり親世帯** (配偶者のいない親が20歳未満の子を養育している世帯。祖父母、20歳以上の子がいる世帯は含まない。)
 - ・ **多子世帯** (18歳未満の子が2人以上いる世帯)
 - ・ **DV被害世帯** (配偶者の暴力等により婚姻関係が事実上破綻しているもの(支援センターの証明が必要)または単身入居できるDV被害者世帯)
 - ・ **犯罪被害者世帯** (犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯(交通事故の被害者含む))
 - ・ **特別項症から第6項症まで、および第1款症の戦傷病者等**
※DV被害世帯、犯罪被害者世帯については書面申立て等による認定が必要です。
- (5) 家賃は世帯全員の所得、住宅の広さおよび経過年数等により決まります。また、家賃・駐車場使用料とは別に、共益費等(共用部分の電気代等)が別途かかります。共益費の集金・会計処理や、共用部分の清掃・除草等は入居者の皆さんで運営する団地自治会等で行っています。
- (6) 家賃、駐車場使用料の納入は、口座振替による支払いを原則とします。
- (7) 入居の際の敷金は家賃3ヵ月分です。
- (8) 連帯保証人は、原則入居名義人の親族で身元および家賃の支払等の保証ができ、かつ入居決定者と同程度以上の収入がある県営住宅入居者以外の方に依頼してください。連帯保証人が支払の責任を負う上限(極度額)は、入居時の家賃の12ヵ月分です。
- (9) 退去されるときは、畳の表替えを入居者の負担で行っていただきます。また、入居者が設置した設備の撤去費用および入居者の無理な使用や不注意によって施設等を破損した場合の修繕費用は入居者の負担となります。
- (10) 犬、猫、鶏、鳩などのペットを飼うことはできません。(一時的に預かることも禁止です。)ただし、障がい者の方で、盲導犬等の補助犬が必要な場合はご相談ください。
- (11) 浴槽・給湯器を全ての住居に設置済みですが、居室などの照明器具、ガスコンロ(IHコンロも使用可能)、網戸、エアコンなどは、各自で設置していただく必要があります。
- (12) 駐車場は、申込みのうえ1世帯につき1区画使用できます(使用料1,200円)。2台目の使用を希望される場合は抽選となります。